

射水市監査委員告示第 17 号

財政援助団体等監査（指定管理者監査）の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、令和6年11月28日に実施した財政援助団体等監査（特定非営利活動法人おおしま熱中塾）の結果を同条第9項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和6年12月4日

射水市監査委員 村上 欽 哉

射水市監査委員 折橋 清 弘

射水市監査委員 吉野 省 三

財政援助団体等監査結果報告書

1 監査の対象〔所管課〕

指定管理者監査

特定非営利活動法人おおしま熱中塾〔農林水産課、都市計画課〕

2 監査の実施日

令和6年11月28日

3 監査の期間

令和6年11月14日～令和6年11月28日

4 監査の範囲（令和5年度）

令和5年4月1日から令和6年3月31日までに執行された事務事業

5 監査の方法

監査対象となる財政援助団体等の事務事業について、財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、協定書に基づき施設の管理が適切に行われているかを提出された監査資料を審査し、関係書類の調査と関係職員に説明を求め、監査を実施した。

6 団体の概要

名 称	特定非営利活動法人おおしま熱中塾
代 表 者	理事長 島田 重太郎
所 在 地	射水市大島北野 252 番地

7 指定管理施設の概要

施 設 名	大島農村環境改善センター・大島北野河川公園
所 在 地	射水市大島北野 252 番地、射水市大島北野地先
所 管 課	農林水産課、都市計画課
基本協定締結日	令和3年1月20日
指 定 期 間	令和3年4月1日～令和8年3月31日
管理業務委託料	7,322,000 円（令和5年度）

8 監査の結果

監査の結果、監査対象となる財政援助団体の事務事業についての事務処理は、概ね適正に行われていたものと認められるが、次の事項について措置又は検討されたい。

なお、その他改善を指示した軽易な事項については、記述を省略した。

○ 意見

- (1) 大島農村環境改善センター及び大島北野河川公園の利用者は毎年増加しており、努力の成果と評価している。なお、市民が利用しやすい工夫や地域行事等のPRを積極的に行い、市内利用者の一層の促進を図られたい。
- (2) 施設が老朽化していることから、担当課と連携を密にし、大規模修繕にならないよう留意しつつ、早めの対処に努められたい。

(農林水産課、都市計画課)